



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

**WPP グループとの資本及び業務提携解消の合意並びに
WPP グループによる仲裁申立て及び仮処分命令申立ての取下げについて**

当社は、本日、WPP plc 及びそのグループ会社（以下「WPP グループ」と総称します。）との間で、WPP グループとの資本及び業務提携（以下「本資本・業務提携」といいます。）の解消、並びに、WPP 2008 Limited、WPP 2005 Limited 及び WPP International Holding B.V.（以下「申立人ら」と総称します。）による当社に対する仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」といいます。）及び仮処分命令申立て（以下「本仮処分命令申立て」といいます。）の取下げ等について、合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結いたしました。また、これを受け、申立人らより、本仲裁申立てに係る仲裁手続の進行を求めない旨の申出をするとともに、本仮処分命令申立てを取り下げた旨の連絡を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 本資本・業務提携の解消

当社は、平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、本資本・業務提携の解消について決議するとともに、当社と WPP グループとの間で締結された平成 10 年 8 月 3 日付 Co-operation and Alliance Agreement（提携協力契約）（その後の内容変更を含み、以下「CAA」といいます。）の終了を申し入れる旨の通知（以下「当社解約通知」といいます。）を WPP グループに発送しました。

これに対して、既にお知らせしているとおり、WPP グループは、当社解約通知が無効である旨等を主張し、本仲裁申立て及び本仮処分命令申立てを行いました。平成 29 年 11 月 21 日、Bain Capital Private Equity, L.P. 及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）との間で、BCPE Madison Cayman, L.P. が平成 29 年 10 月 3 日より実施した当社の株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合に、本公開買付けに係る決済開始日付で、本仲裁申立て及び本仮処分命令申立てを取り下げる、並びに、本

資本・業務提携に関する WPP グループと当社との間の既存の合意が全て終了されること等について、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結したとのことです。

今般、平成 29 年 12 月 7 日付当社プレスリリース「ピーシーピーイー マディソン ケイマン エルピーによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けが成立したことから、当社は、その決済開始日である本日、WPP グループとの間で本合意書を締結し、CAA 及び平成 10 年 8 月 3 日付 Stock Purchase Agreement（株式売買契約）を含む本資本・業務提携に関する WPP グループと当社との間の既存の合意を本日付で終了させることについて合意いたしました。かかる合意に基づき、本資本・業務提携は、本日付で解消されました。

なお、既にお知らせしているとおり、本資本・業務提携の解消は、WPP グループとの協業の可能性を排除するものではなく、当社と WPP グループの双方においてメリットがあると判断される個別の協業機会については継続又は新たに開始する可能性があります。

本資本・業務提携の解消の理由その他の詳細につきましては、平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本仲裁申立て及び本仮処分命令申立ての取下げ等

当社及び WPP グループは、本合意書において、申立人らが、本日付で、本仲裁申立てに係る仲裁手続の進行を求めない旨の申出を行うとともに、本仮処分命令申立てを取り下げることにについて合意いたしました。

かかる合意に基づき、申立人らは、本日付で、一般社団法人日本商事仲裁協会に対し、本仲裁申立てに係る仲裁手続の進行を求めない旨の申出を行うとともに、東京地方裁判所に対し、本仮処分命令申立てを取り下げる旨の書面を提出したとのことです。これらにより、本仲裁申立て及び本仮処分命令申立てに係る手続は終結することとなりました。

申立人らの概要は、以下のとおりです。

申立人①

名 称：WPP 2008 Limited

所 在 地：27 Farm Street, W1J 5RJ, London, England

代 表 者：Stephen Winters

申立人②

名 称：WPP 2005 Limited

所 在 地：27 Farm Street, W1J 5RJ, London, England

代 表 者：Stephen Winters

申立人③

名 称：WPP International Holding B.V.

所 在 地：Laan op Zuid 167, 3072 DB Rotterdam, the Netherlands

代 表 者：A. Van Heulen-Mulder

なお、本仮処分命令申立て及び本仲裁申立てに係る手続の終結による当社の業績への影響はありません。

以上